

○長崎市公共交通運転士確保等支援費補助金  
交付要綱

令和8年2月18日告示第87号

○長崎市公共交通運転士確保等支援費補助金  
交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、今後も運転士を継続して確保することにより、公共交通サービスの低下を抑制するため、第二種免許の取得支援、採用活動及び職場環境改善を行う交通事業者に対し、予算の範囲内において、長崎市公共交通運転士確保等支援費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第二種免許 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第4項に規定する大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許をいう。
- (2) 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運動事業を営む乗合バス事業者をいう。
- (3) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営むタクシー事業者をいう。
- (4) 軌道事業者 軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者（本市内に本社を有する者に限る。）とする。

- (1) 法人又は公営の乗合バス事業者
- (2) 法人のタクシー事業者
- (3) 軌道事業者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 第二種免許の取得支援に係る事業（以下「第二種免許取得助成事業」という。）
- (2) 採用活動事業
- (3) 職場環境改善事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(消費

税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「補助対象経費」という。)は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の期日は、令和8年4月30日とする。

2 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、補助対象経費が把握できる見積書等の写しとする。

3 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号及び第4号の書類は、省略するものとする。

(軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項第4号の市長が必要があると認める事項は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、当該補助対象事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して30日を経過した日とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は令和9年3月11日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるものとする。

(取得財産の管理)

第12条 補助対象者は、取得財産(補助対象者が職場環境改善事業により整備した施設又は設備をいう。)について、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従い、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第19条ただし書の市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた資産の耐用年数とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の規定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表第2 (第6条関係)

区 分	補助金の額
第二種免許取得助成事業	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1人につき、乗合バス事業者にあつては20万円、タクシー事業者にあつては10万円を上限とする。
採用活動事業及び職場環境改善事業	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1事業者につき、乗合バス事業者及び軌道事業者にあつては100万円、タクシー事業者にあつては8千円にタクシー車両台数を乗じて得た額と100万円のいずれか低い額を上限とする。

別表第1 (第5条関係)

区 分	補助対象経費
第二種免許取得助成事業	第二種免許の取得支援に係る経費
採用活動事業	採用活動に係る経費のうち、次に掲げるもの (1) 求人誌又は求人サイトへの掲載等に係る経費 (2) 自社又は外部団体が主催する採用説明会、運転体験会等の開催又は参加に係る経費 (3) 人材採用における広告宣伝に係る経費 (4) 人材採用における外部専門家の招へいに係る経費
職場環境改善事業	運転士の職場環境改善に資する施設・設備の整備又は改修に係る経費。ただし、光熱水費、月額使用料等のランニングコストを除く。

別表第3 (第11条関係)

区 分	添付書類
第二種免許取得助成事業	(1) 運転免許証の写し (2) 補助対象経費を負担したことが証明できる書類の写し (3) 従事証明書
採用活動事業	(1) 補助対象経費の支払に係る領収書又は請求書の写し (2) 採用活動の状況が把握できる写真
職場環境改善事業	(1) 補助対象経費の支払に係る領収書又は請求書の写し (2) 職場環境改善の状況が把握できる写真